

2017（平成29）年度法友会政策要綱発刊にあたって

頼りがいのある司法を目指して

～信頼される弁護士会・弁護士であるために～

武藤 元 法友会政策委員会委員長

1 今

2002年（平成14年）3月に「司法制度改革推進計画」が閣議決定されてから早24年が経過し、その改革の成果は、大きな流れとしては、着実に定着してきているものといえるでしょう。そして、刑事司法改革では、更に2016年（平成28年）5月に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、取調全課程の可視化（一部）が2019（平成31）年6月までに、被疑者国選弁護対象事件の拡大（いわゆる「第三段階」）が2018年6月までに実施されることとなり、次なるステージに移行しつつあります。また、大きな問題を孕んできた法曹人口問題も、2015（平成25）年6月に法曹養成制度改革推進会議が「法曹養成制度改革の更なる推進について」を発表し、当面の司法試験合格者数を「1,500人程度は排出されるよう」との方向性を示し、新たな段階に入っています。また、総合法律支援法に基づき設立された日本司法支援センターも、2016（平成28）年10月をもって業務開始10周年を迎え立ち上げの時期を過ぎ内容の充実を図る段階に入ってきております。

その一方において、弁護士不祥事の増加や、弁護士の弁護士会への帰属意識の低下など、私たちの足下から、弁護士・弁護士会への信頼を揺るがしかねない事態が生じてきている現状があります。

また、昨年の安保法制問題や近時の憲法改正議論、放送法の問題や、ヘイトスピーチ規制の問題等、従前の我が国における憲法価値の根幹を揺さぶる問題も生じてきています。

2 司法に対する信頼

数年前のこととなりますが、日弁連の視察団の一員としてカナダのトロントのロー・ソサイティ（Law Society of Upper Canada）を訪問したことがあります。視察の趣旨は法律扶助制度の調査でしたが、ロー・ソサイティの役員との協議の際に、雑談として尋ねられたのが、弁護士不祥事の際の弁護士会の責任負担については日本ではどうなっているのかというものでした。こうした質問が出てくる背景には、カナダ特有の事情が存在します。カナダは、バーアソシエーション（Bar Association）は任意加入団体として存在し、ロー・ソサイティが懲戒権を持つ強制加入団体として別途存在するのですが、このロー・ソサイティは弁護士不祥事のケースでは伝統的に全額賠償填補を行っているということでした（その代わり強力な監督権が存在する訳ですが）。また、カナダには弁護士とは別にパラリーガル（Paralegal）と言われる職種が存在し、そのパラリーガルには主に借地等の小さな事件の訴訟代理権も存在するということでした。そして、ちょうど我々が訪問する数年前に、このパラリーガルをロー・ソサイティのメンバーに加えるかど

うかが議論となり、大激論の末、トロントではパラリーガルをロー・ソサイティに加えることとしたのだそうです。その時のトロントでの議論は、当然にパラリーガルは弁護士に比して質的に劣る傾向にあることは明らかであって、なんでそんな出来の悪い連中の為に我々の金を使わなければならないのかというのが主たる反対論だったそうです。これに対してこれを乗り越えた考え方は、依頼者にとって代理人は正に司法制度利用の為の入り口なのであって、その代理人が信用できないのであれば、司法制度利用に対する信頼自体がゆがんでしまう。我々は、この司法に対する信頼を確保する為に、リスクを承知でパラリーガルもロー・ソサイティに受け入れたのだという事でした。

正直この時、弁護士不祥事の問題を「司法の信頼」に結びつけて議論することに、いささかの戸惑いと違和感を覚え、即座には飲み込めない気分を味わったものでした。英米法型のトロントにおいて、ロー・ソサイティが弁護士のもならず判検事を含む法曹全体を構成員としていることや、強い監督機能を有する組織権能の違いなどから一概に日本の弁護士会の議論と同一視は出来ないとの思いもありました。

しかし、この言葉は帰国後じわじわと私の頭に染みこむものとなり、このとき日弁連側では、その問題はちょうど今議論が始まったところですとしか応えられなかった情けなさとともに私の心に残る一言となりました。

3 足下において

こうした意味で、弁護士不祥事問題や弁護士自治の問題は、正に、弁護士及び弁護士会の信頼を確保する為に不可欠の問題で、ひいては我が国の司法制度そのものに対する信頼を形作るものと言えるでしょう。弁護士不祥事への対応については、本年度日弁連執行部は、依頼者保護制度に関する規定案を策定し現在日弁連内での議論が進行しており（平成28年12月現在）、法友会としては、この方向性に賛成すると共に、更なる制度検討を進めるべきであるとの意見を出しました。また、弁護士自治については、昨年度日弁連弁護士自治に関するワーキンググループにおいて「弁護士自治に関する報告書」が作成され、弁護士自治の重要性と堅持を再確認するとともに、改めて会員に対する周知徹底を要請しているところであり、法友会においても議論を継続しているところでもあります。

4 弁護士会が果たすべき役割

また、近時の安保法制や憲法改正問題、更には新しい人権問題、法改正問題等につき、適格に会内意見を集約し、意見を発して行くことも、弁護士会に担わされた重要な役割であると言えます。我々も、この政策要綱の中でこれらの多くの問題につき検討を行いその意見を明らかにさせて頂いております。

近時こうした意見表明行為につき、強制加入団体である弁護士会として少数意見を無視するような形での意見表明の在り方が、問われる場面が少なからず生じてきております。このことが改めて真剣に論じられたのが、本年度の人権擁護大会における「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全

体の改革を求める宣言」の決議でありました。我々自身が本来的に少数意見の救済機能を持つ司法一翼を担う者であることや、弁護士会という組織が強制加入団体であるという組織的制約からすれば、安易な意見集約が為されるべきではないことはいうまでもありません。しかし、これまで日本の弁護士会が担ってきた、人権擁護機能を実効性のあるものとする為には、弁護士会が意見表明を回避することもあってはならないと思います。特に付随的違憲立法審査制を採用されると言われる日本の裁判所において、司法の一員の中で、適時にこうした意見表明をなし得るのは、唯一弁護士会のみであることを考えるならば、弁護士会による意見表明は司法的見解に対する信頼にも繋がるものであると考えます。

5 頼りがいのある司法をめざす

かつて1割司法、2割司法と言われた時代に比較すれば、弁護士人口の増加、司法アクセス障害解消の為の種々取組の結果、幾ばくかの改善を見たとは言え、実質的な訴訟件数は伸びず、それに伴い裁判所検察庁の組織的拡充も進まない状況は、司法改革の際に言われた事前規制社会から事後救済社会への転換というお題目からすれば、現状はまだまだお寒い限りと言わざるを得ないでしょう。司法改革は行われました。これからは、我々司法を担う者が、真に市民、国民から頼られる頼りがいのある司法を作り上げて行く必要があると考えております。

6 結びにかえて

私たちは、こうした問題意識から、これまでの法友会内での議論を踏まえ、更に1年間の議論を尽くしてまいりました。この政策要綱は、こうした議論の成果であります。議論が至らない点もあろうかとは存じますが、ご一読頂ければ幸いです。

最後になりますが、執筆者はじめ、本年度政策要綱策定部会長としてこの政策要綱の取りまとめを頂いた川合先生及び法友会執行部の方々、出版社の方々に心から感謝を申し上げます。

2016（平成28）年12月